



# 土地区画整理準備組合通信

第2号 令和7年2月

第2回役員会を開催し、事業協力者として選定された株式会社フジタと締結する覚書の内容確認や、市からの事業推進支援を引き続き得るための技術的援助申請について協議を行いました。

～開催概要～

- ◆日時 令和7年1月29日
- ◆場所 北コミュニティセンターISTA はばたき セミナー室201
- ◆参加者 【役員】生駒市副理事長、稲垣理事、中谷理事、村田理事、  
西井監事、松山監事  
【事務局】生駒市学研推進課



役員会の様子

## 株式会社フジタと覚書を締結しました！

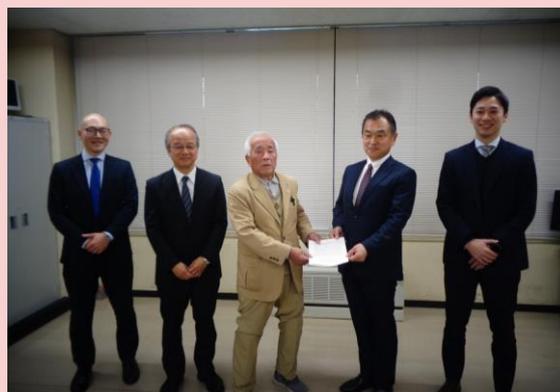
令和7年2月5日、事業協力者として株式会社フジタと覚書を締結しました。株式会社フジタには事業化に向けた具体的な検討について、準備組合と協力して進めていただきます。

株式会社フジタに協力していただく業務の内容は、以下のとおりです。

- (1) 運営支援
- (2) 事業計画（素案）の作成支援
- (3) 生駒市との連携および調整
- (4) 関係機関との協議・調整支援
- (5) 事業化に向け地権者の理解促進、土地活用の意向把握
- (6) 進出意向の企業の把握
- (7) その他



覚書に押印する山本理事長



山本理事長と株式会社フジタの皆さま

## 事業協力者って？

学研高山地区南エリアの土地区画整理事業は、土地をお持ちの方々が共同して組合を設立し、その組合が事業主体となり事業を行います。**(組合施行)**。

準備組合では土地区画整理組合の設立に向けた取り組みを行いますが、専門的な知識はありませんので、事業協力者に参画いただき組合の設立に必要な事業計画の素案を検討するとともに、事業の実現に向けた提案・助言や権利者の合意形成の支援を行っていただきます。

南エリアでは審査会等を経て株式会社フジタを事業協力者に選定いたしました。

準備組合通信創刊号参考→



## Q&A

Q. 事業協力者に準備組合員がお金を払うの？

A. 事業協力者が準備組合員に費用を請求することはありません。

Q. 今後、生駒市は何をするの？

A. 地権者の皆様や事業協力者である株式会社フジタと連携し、事業計画素案の作成などの技術的援助を行います。



## 技術的援助申請とは？

土地区画整理法第75条の規定に基づき、事業認可・土地区画整理組合の設立などの事業準備のための援助を生駒市より受けるため、学研高山地区南エリア準備組合では、生駒市に対して、土地区画整理事業の技術的援助申請を提出することとなりました。

今後は生駒市、事業協力者である株式会社フジタと連携し早期の事業化に向けた調査・設計を進めてまいります。

## ～ 事務局から皆様へ ～

### ⚠️ お願い ⚠️

次のような場合は、下記事務局までご一報いただきますようお願いいたします。

- ・土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- ・お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- ・婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合

### ホームページ公開中

学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合の詳細及び学研高山地区のまちづくりにつきまちはホームページでもご案内させていただいております。是非、下記 URL もご覧ください。

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000036718.html>

発行：学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合  
事務局：生駒市 都市整備部 学研推進課内  
電話：0743-74-1111(内線 3860) FAX：0743-74-9100  
E-mail：[gakken@city.ikoma.lg.jp](mailto:gakken@city.ikoma.lg.jp)

